

法人市民税の納付について

1. 納付書の記入

- (1) 事業年度、申告区分（予定、確定等）は必ず記入してください。
- (2) 数字は、ハッキリと記入してください。

2. 延滞金

納期限内に納税された方との公平性を保つため、市税を納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じた「延滞金」が加算されます。

○令和3年1月1日以降の割合

納期限翌日から1ヵ月以内…延滞金特例基準割合
に年1.0%を加算した割合（上限は年7.3%）

納期限翌日から1ヵ月以後…延滞金特例基準割合
に年7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）

（注）延滞金特例基準割合とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合）に年1.0%の割合を加算した割合をいいます。

3. 納付場所

坂井市役所会計課、各支所会計窓口

坂井市指定金融機関

福井銀行

坂井市指定代理金融機関

福井信用金庫

福邦銀行

北陸銀行

福井県農業協同組合

坂井市収納代理金融機関

東日本信用漁業協同組合連合会 福井支店

北國銀行

北陸労働金庫

越前信用金庫